

避難所ごとの運営マニュアル作成に
あたっての参考

平成27年6月

あわら市

はじめに

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、地震とともに多くの家屋が倒壊、また、その後発生した火災により多くの家屋が失われ、ピーク時には31万人もの被災者が最寄りの学校や体育館へ避難しました。

また、平成16年10月に発生した新潟県中越地震では、家屋の損壊による避難者や大規模な土砂災害による避難勧告等の発令に加え、度重なる強い余震の影響等により、ピーク時には10万人を超える被災者が避難しました。

平成23年3月11日、震度7による地震と大津波、そして原子力災害と未曾有の大災害となった東日本大震災では、岩手県、宮城県、福島県を中心に津波による家屋の流出と原発事故による避難のため、多くの被災者が長期に及ぶ避難所生活を余儀なくされました。

このように大規模な災害が発生した場合には、膨大な数の被災者に対する迅速な救援策の実施が必要になりますが、なかでも特に、住宅の損壊やライフラインの途絶等により、自宅での生活が困難となった被災者の方々を、速やかに避難所を開設して収容し、生命の安全の確保と安全な避難所等・生活場所の提供を確保することが非常に重要です。

本書は、避難所に関する基本的な考え方、避難所運営組織のあり方や活動内容の指針並びにそれらの背景となるものをまとめたもので、「あわら市避難所運営マニュアル」に基づき、各避難所が地域の特性、実情、とりまく状況の変化等にあわせて各避難所にあった個別の避難所運営マニュアルを作成充実していただくうえで補足参考となる事項をまとめたものです。

ご一読の上、各避難所にあった避難所運営マニュアル作成、または避難所開設時の運営の参考としてください。

平成27年6月

あわら市

目次

第1章 基本的事項

<u>1 本書の目的</u>	1
<u>2 避難所とは（避難所の目的）</u>	1
<u>3 避難所の機能</u>	2
<u>4 対象とする避難者等</u>	4
<u>5 大規模災害時の避難所の状況想定</u>	6
<u>6 関係機関の役割</u>	9

第2章 事前対策

<u>1 避難所の指定方針</u>	10
<u>2 避難所の防災拠点化</u>	12
<u>3 福祉避難所の指定</u>	13
<u>4 施設・設備等の整備</u>	13
<u>5 避難所の運営管理体制の整備</u>	14
<u>6 避難所としての施設利用</u>	15
<u>7 避難所における備蓄等</u>	18
<u>8 避難所運営組織の育成</u>	19
<u>9 避難所開設・運営の訓練</u>	20
<u>10 避難所の周知</u>	20
<u>11 ボランティア受入れ体制の整備</u>	21

第3章 応急対策

<u>1 避難所の開設</u>	21
<u>2 避難所の開設期間</u>	23
<u>3 避難所担当職員の配置と役割</u>	23
<u>4 避難者・避難所の情報管理</u>	24
<u>5 要配慮者への対応</u>	26
<u>6 水・食料・生活物資の提供</u>	30
<u>7 生活場所の確保</u>	31
<u>8 健康の確保</u>	32
<u>9 衛生環境の提供</u>	33
<u>10 広報・相談対応</u>	34
<u>11 ボランティアの受入れ</u>	35
<u>12 地域の防災拠点機能</u>	36
<u>13 帰宅困難者への対応</u>	36

14	<u>避難所の統廃合・撤収</u>	37
----	-------------------------	----

第4章 地域住民による避難所の運営

1	<u>避難所運営組織の事前措置</u>	38
2	<u>避難所運営委員会の組織構成</u>	38
3	<u>避難所運営委員会の役割</u>	39
4	<u>居住組の役割</u>	43
5	<u>総務班の役割</u>	43
6	<u>名簿（被災者管理）班の役割</u>	44
7	<u>食料班・物資班の役割</u>	45
8	<u>救護班の役割</u>	47
9	<u>衛生班の役割</u>	47
10	<u>連絡・広報班の役割</u>	50
11	<u>施設管理班の役割</u>	51
12	<u>ボランティア班の役割</u>	51

「あわら市避難所運営マニュアル」と本書との関係等

「あわら市避難所運営マニュアル」は、避難所に関する基本的な考え方や避難所運営組織のあり方、活動内容をまとめたもので、市職員や実際の避難所の運営に携わることが予想される人々を対象として、「だれが、いつ、なにを、どうする」ことが望まれているかについて簡潔に示すことを目的としています。したがって、「あわら市避難所運営マニュアル」により避難所運営に必要な事項は網羅されるようになっています。

しかし、その内容は基本的事項が中心であり、市全体として避難所を効率的かつ効果的に運営するうえで統一すべき事項や必要な事項に限られており、細部については避難所を運営する人々の裁量に委ねたものとなっています。これは、各避難所は、その設置されている場所に応じて地域の特性、実情、規模等の違いがあり、また、時間的推移を含めた避難所を取り巻く状況の変化に応じてその時々に適するよう柔軟に運営する必要があるためです。

そのため、各避難所を事実上利用、運営する主体となる地域リーダー及び地域住民は、避難所を利用する地区で協議し、「あわら市避難所運営マニュアル」に基づきつつそれぞれの避難所に適した、避難所ごとのマニュアルやルールを作成する必要があります。

本書は、地域のリーダーや住民が避難所ごとのマニュアルやルールを作成する上において参考となるような関連する事項をとりまとめた運営マニュアルの補足的なものであり、これにより避難所の効果的かつ効率的な運営に御協力いただきたいと考えております。